

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第53回

中国における為替管理(その3)

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

中国企業に対して日本企業が金銭を貸し付けても、当該貸付自体が無効になる危険があったり、自由に外貨を送金できないことがあることは、前回論じた。そこで、今回は、かかる問題に関連して、外商投資企業(合弁企業、独資企業など)が資金を調達する際の問題点などを論じることとしたい。

一 外商投資企業の外貨借入

Q1: 日本企業A社が中国において設立した合弁企業B社は、A社より日本円で資金を調達しようと考えています。そこで、外商投資企業が外貨により資金を調達することに法律上何か制限があるか教えてください。

A1: 外商投資企業が借入れる中長期「外債」発生額の累計及び短期「外債」残高の合計は、審査許可部門において許可されたプロジェクトの投資総額と登録資本との差額以内でなければなりません。かかる制限を超えた場合には、差額に相当する部分の「外債」資金の登記及び為替決済の審査手続が行われず、B社がA社に外貨を送金することができなくなります。

外商投資企業が借入れる中長期「外債」発生額の累計及び短期「外債」残高の合計は、審査許可部門において許可されたプロジェクトの投資総額と登録資本との差額以内におさえなければならない(外債管理暫定弁法第18条)。さらに、2004年7月1日から施行された外国為替管理局の通知にも、外商投資企業が借入れた中長期「外債」累計発生額と短期「外債」残高の和が審査許可部門の許可するプロジェクトの投資総額と登録資本の差額を超えた場合、かかる差額に相当する部分の外債資金の登記及び為替決済の審査手続を行わないと規定されている(外商投資企業資本プロジェクト為替決済審査及び対外債務登記管理業務の改善に関する通知)。

従って、投資総額と登録資本が同額である場合や、既に投資総額と登録資本の差額に外商投資企業が借入れる中長期「外債」発生額の累計及び短期「外債」残高の合計に達している場合には、当該外商投資企業は、「外債」による資金調達ができない(外債管理暫定弁法第18条、外商投資企業資本プロジェクト為替決済審査及び対外債務登記管理業務の改善に関する通知)。

なお、形式的には投資総額を増加させれば、投資総額と登録資本の差額が生じることとなるが、プロジェクトの投資総額と登録資本の比率は法定されており、投資総額の増加の場合にもこの比

率に従わなければならないため、投資総額と登録資本の差額を無制限に大きくすることはできない。

中外合弁企業の登録資本と投資総額との比率に関する暫定規定第3条に定められているプロジェクトの投資総額と登録資本の比率は以下の通りである。

投資総額が300万ドル以下の場合には、登録資本は、少なくとも投資総額の10分の7を占めなければならない

投資総額が300万ドルを超え1000万ドル以下の場合には、登録資本は、少なくとも投資総額の2分の1を占めなければならない、そのうち投資総額が420万ドル以下のときには、登録資本は210万ドルを下回ってはならない

投資総額が1000万ドルを超え、3000万ドル以下の場合には、登録資本は、少なくとも投資総額の5分の2を占めなければならない、そのうち投資総額が1250万ドル以下のときには、登録資本は500万ドルを下回ってはならない

投資総額が3000万ドルを超える場合には、登録資本は、少なくとも投資総額の3分の1を占めなければならない、そのうち投資総額が3600万ドル以下のときには、登録資本は1200万ドルを下回ってはならない

二 外商投資企業が借入れを制限される「外債」の意義

Q2: 外商投資企業A社は、日本の銀行であるB銀行から日本円を借入れることを検討しています。しかし、A社は、投資総額と登録資本が同額であるため、「外債」による借入をすることができないと聞きました。A社は、B銀行から日本円を借入れる手段はないのでしょうか。

A2: A社は、日本の銀行であるB銀行の日本にある支店(例えば東京支店)から日本円を借入れることはできませんが、B銀行の中国国内にある支店(例えば上海支店)からであれば日本円を借入れることができます。

投資総額と登録資本が同額である場合や、外商投資企業が借入れる中長期「外債」発生額の累計及び短期「外債」残高の合計額が既に投資総額と登録資本の差額に達している場合には、当該外商投資企業は、「外債」による借入をすることができない(外債管理暫定弁法第18条、外商投資企業資本プロジェクト為替決済審査及び対外債務登記管理業務の改善に関する通知)。

これに対して、借入が日本円によるものであったとしても、当該借入が「外債」に該当しないのであれば、同様の場合であっても日本円による資金を調達することができる。

そこで、「外債」の意義が重要な問題となる。

この点、「外債」とは、「国内機構が非居住者に対して負担する外貨により表示される債務」をいう(外債管理暫定弁法第2条)。従って、ある債務が①外貨により表示されること、②国内機構により負担されること、③非居住者に対して負担されることの3つの要件に該当する場合には、当該債務は、外債管理暫定弁法上の「外債」として、当該管理弁法の適用があることになる。

では、外商投資企業が日本の銀行の日本にある支店から日本円を借入れる場合には、当該債務は「外債」に該当するだろうか。

まず、日本円による資金調達は、「①外貨により表示される債務」である。また、外商投資企業は、「中国国内において法により設立された常設機関」（外債管理暫定弁法第3条）であるので、「②国内機構」である。さらに、「③非居住者」とは、中国国外の機構、自然人及びそれらが中国国内において法に従い設立した非常設機構をいう（外債管理暫定弁法第4条）。日本国内において設立された銀行の支店は中国国外の機構であるから、非居住者に該当する。

従って、外商投資企業が日本の銀行の日本にある支店から日本円を借入れる場合には、当該債務は「外債」に該当する。

次に、外商投資企業が日本の銀行の中国にある支店から日本円を借入れる場合には、当該債務は「外債」に該当するだろうか。

①及び②に該当する点は、上記と同様であるが、「③非居住者」であることについては、以下の通り、要件を満たさないと考える。

2004年6月26日より施行された国内外資銀行外債管理弁法第10条は、国内外資銀行の国内機構に対する外貨貸付は、国内外貨貸付の方式により管理すると定めている。かかる規定は、中国国内に設立された外国銀行の支店が国内機構に対して行う貸付が、外債管理暫定弁法における「外債」に該当せず、当該貸付について対外債務登記も不要であることを意味しており、中国国内に設立された外国銀行の支店は外債管理暫定弁法にいう「非居住者」ではないとの解釈を採用したものといえる。

従って、日本の銀行が中国国内に設立した支店は、中国国外の機構が中国国内において設立した常設機構であって、「非居住者」とはいえないと考える。

以上の通り、外商投資企業が日本の銀行の中国にある支店から日本円を借入れる場合は、「③非居住者」であることの要件を満たさず、当該債務は「外債」に該当しない。

以上より、外商投資企業は、投資総額と登録資本が同額である場合や、既に投資総額と登録資本の差額に外商投資企業が借入れる中長期「外債」発生額の累計及び短期「外債」残高の合計額に達している場合であっても、日本の銀行の中国にある支店からであれば、日本円を借入れることができる。

三 合弁会社の中国側出資者による資金の貸付

Q3: 合弁企業C社は、日本企業A社と中国企業B社が出資して中国に設立した会社です。日本企業A社は、自らが合弁企業C社に対して資金を貸し付ける必要があると判断しており、また、A社の貸付との均衡上、中国企業B社に対しても、C社に対し資金を貸し付けるよう要求しようと考えていますが、可能でしょうか。

A3: 日本企業であるA社が合弁企業C社に資金を貸し付けることはできますが、中国企業であるB社は、一般的には、C社に対して資金を貸し付けることができません。

日本企業は、上記一及び二において述べた制限の範囲内で、合弁企業に対して日本円を貸し付けることができる。

これに対して、貸付通則などの関連規定では、貸付人は、中国人民銀行の許可を経て、貸付業務を営み、中国人民銀行が交付する「金融機構法人許可証」又は「金融機構営業許可証」を有し、かつ工商行政管理部門の審査登記を経ていなければならない。従って、中国の出資者がかかる金融機構でない限り、原則として貸付行為自体が認められていないため、中国の出資者から資金を借入れることはできない。

四 外債と売掛代金債権の相殺

Q4: 日本企業A社は、自ら中国において設立した合弁企業B社から製品を輸入しています。そのため、A社は、B社に対して、製品に関する代金支払債務を負っています。また、A社は、B社に対して資金を貸し付けているため、貸付債権を有しています。そこで、A社は、A社がB社に代金を送金し、さらにB社もA社に対して送金するという手間を省くために、A社及びB社の債権を対等額において相殺したいと考えていますが、可能でしょうか。

A4: A社は、A社のB社に対する債権とB社のA社に対する債権を相殺することができません。

中国は、外債について登記制度を実施し(外債管理条例第25条第1項、外債統計監督暫定規定第2条)、外債の元本の支払は、外債管理局の許可が必要であるなど(外債の決済、売却、支払管理規定第30条第1号)、貸付債権の支払を外国為替管理部門が管理することによって、外債の流出防止が厳格に図られている。さらに、輸出代金の受け取りなどを外国為替管理部門が管理することによって、輸出代金の回収照合が行われ、輸出代金の回収が図られている(外債管理条例第12条、輸出外債受取審査管理弁法)。

そのため、現在、中国国内企業の外国企業に対する売掛代金債権と外国企業の国内企業に対する貸付債権は、それぞれを個別に決済しなければならず、相殺することはできないと考える。